

南部箕蚊屋広域連合告示第22号

平成30年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月14日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成30年8月31日（金） 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

杉 本 大 介	山 路 有
井 藤 稔	景 山 浩
篠 原 天	乾 裕
細 田 栄	真 壁 容 子
細 田 元 教	秦 伊知郎

○応招しなかった議員

な し

平成30年 第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

平成30年8月31日（金曜日）

議事日程

平成30年8月31日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第11号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について＜委員会付託＞
- 日程第6 議案第12号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について＜委員会付託＞
- 日程第7 議案第13号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第14号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第15号 鳥取県町村総合事務組合への加入について
- 日程第10 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第11号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について＜委員会付託＞
- 日程第6 議案第12号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について＜委員会付託＞

- 日程第7 議案第13号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第14号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第15号 鳥取県町村総合事務組合への加入について
日程第10 広域連合行政に対する一般質問
日程第11 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員（10名）

1番 杉本 大介	2番 山路 有
3番 井藤 稔	4番 景山 浩
5番 篠原 天	6番 乾 裕
7番 細田 栄	8番 真壁 容子
9番 細田 元教	10番 秦 伊知郎

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長	唯 清 視	書記	三 宅 祐 志
		書記	赤 井 遥 香

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	陶 山 清 孝	副広域連合長	森 安 保
副広域連合長	石 操	事務局長	住 田 浩 平
事務局次長	湯 浅 香緒利	主事	奥 田 悠 斗
監査委員	仲 田 和 男		

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 定刻になりましたので、会議を開きたいと思います。

まずは、平成30年7月の豪雨によりお亡くなりになりました多くの方々に対し、黙禱を行って始めたいと思いますので、御起立のほうをよろしく願います。

黙禱。

〔全員黙禱〕

○議長（秦 伊知郎君） 直れ。着席。

会議の初めに、一言御挨拶を申し上げます。

南部箕蚊屋広域連合議会8月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年7月豪雨によりお亡くなりになりました多くの方々、被害を受けられました方々へお悔やみを申し上げますとともに、より早い復興をお祈り申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、お礼を申し上げます。

さて、地域住民の信頼と安心のために、認知症対策、介護予防、地域包括ケアシステムのさらに高度な整備が求められています。このため、南部箕蚊屋広域連合において、介護保険のさらなる充実及び発展を進めていかなければなりません。

本定例会に提出される議案につきましては、平成29年度一般会計決算の認定及び特別会計の決算の認定であります。また、平成30年度一般会計補正予算、特別会計補正予算等でもあります。いずれも、住民の信頼と安心を得るための極めて重要な議案であります。

議員各位におかれましては、真摯な議論により適正かつ妥当な議決に達することを切望し、開会の御挨拶といたします。

連合長挨拶

○広域連合長（陶山 清孝君） おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、第2回南部箕蚊屋広域連合定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から議員活動を通じまして、本広域連合の行っております介護保険事業の運営に御協力、御支援をいただき、まことにありがとうございます。

さて、第7期の事業計画期間がスタートし、4カ月ほど経過したわけですが、現在のところ大きな混乱もなく順調に進んでいるところでございます。本広域連合におきましては、4月下旬から5月上旬にかけて住民説明会を各町村で開催し、介護保険制度改正のポイントや第7期計画の概要、さらには、保険料額の設定についての説明を行い、住民の皆さんに御協力と

御協力をお願いしてまいりました。

第7期計画の基本目標でございます高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくりを進めていくためには、やはり住民の皆さんにその取り組みを理解していただくことが重要でございますので、構成町村の連携を図りながら、引き続き周知に取り組んでいきたいと考えております。

本定例会におきましては、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算、平成30年度の補正予算など6議案を提案させていただきます。慎重に御審議をいただきまして、全議案とも御賛同、御承認をいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしくお願いたします。

午前10時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は10名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成30年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、細田栄君、8番、真壁容子君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第10号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。それでは、議案第10号から御説明をいたします。

まず、専決処分の承認を求めることについて、議決事件の訂正についてでございます。

地方自治法第292条について準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

めくっていただけますでしょうか。専決処分書でございます。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、議決事件の訂正について別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

内容について御説明いたします。

この裏面を見てやってくださいませ。議決事件の訂正についてでございます。平成30年の第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会において議決されました議案第9号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、規約の告示番号に誤りがあったため、訂正を行ったものでございます。

県に規約変更に関する協議、2月28日付を提出したところ、3月27日に県から訂正を行うよう指示がありました。3月末までに規約変更の手続を終える必要があり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分に至ったものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明を受けました。

質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

原案に賛成のほか、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第10号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第5 議案第11号 から 日程第9 議案第15号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。日程第5、議案第11号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第15号、鳥取県町村総合事務組合への加入についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第11号から日程第9、議案第15号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。それでは、議案第11号を御説明いたします。

平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の承認に付すものでございます。

詳細については、事務局のほうから説明をさせます。

議案第12号でございます。平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項により、平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。そういたしますと、議案第11号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

まず、議案書15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億1,483万1,334円、歳出総額5億1,228万1,529円、歳入歳出差し引き額254万9,805円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は254万9,805円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

1ページのほうをお開きください。1款分担金及び負担金、収入済み額4億7,780万6,000円、これは構成町村からの負担金収入でございます。2款国庫支出金、収入済み額245万4,800円、これは低所得者の保険料軽減に係る負担金及び介護保険システム改修に係る補助金でございます。3款県支出金、収入済み額202万2,400円、主なものは、低所得者の保険料軽減に係る負担金、権限移譲事務に係る交付金でございます。4款繰入金、収入済み額1,912万191円、これは過年度分の町村負担金の返還に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金、収入済み額549万2,441円、前年度の繰越金でございます。6款諸収入、収入済み額793万5,502円、主なものは、介護予防サービス計画作成料収入でございます。歳入合計といたしまして、予算額5億1,572万7,000円に対し、収入済み額5億1,483万1,334円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款議会費、支出済み額82万6,908円、2款総務費、支出済み額7,776万7,131円、主なものは、町村派遣職員給与費の負担金、電算システムの保守及び改修に係る委託料、町村負担金の過年度分返還金でございます。3款民生費、支出済み額4億3,368万7,490円、主なものは、介護保険事業特別会計への繰出金、地域包括支援センター職員の給与費負担金でございます。4款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額5億1,572万7,000円に対し、支出済み額5億1,228万1,529円、不用額は344万5,471円でございます。

続きまして、16ページ、財産に関する調書でございます。公有財産に該当するものはございません。

物品につきましては、取得価格10万円以上の備品を計上をしております。平成29年度中の増減はございませんでした。

債権につきましては、該当するものはございません。

基金につきましては、介護保険介護給付費準備基金が前年度末現在高6,936万7,064円、積立額が7万50円、取り崩し額が1,070万円、年度末現在高は5,873万7,114円でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第12号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

まず、決算書の23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が30億2,732万8,168円、歳出総額29億2,334万1,087円、歳入歳出差し引き額は1億398万7,081円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億398万7,081円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

1ページのほうをお開きください。1款保険料、収入済み額5億7,775万5,330円、不納欠損額198万2,820円、収入未済額605万4,220円でございます。2款使用料及び手数料、収入済み額4万3,120円、これは保険料の督促手数料でございます。3款国庫支出金、収入済み額7億1,262万5,286円、これは介護給付費及び地域支援事業に係る負担金及び補助金でございます。4款支払い基金交付金、収入済み額8億245万8,000円、これは介護給付費及び地域支援事業に係る第2号被保険者負担分の交付金でございます。5款県支出金、収入済み額4億2,623万2,075円、これは介護給付費及び地域支援事業に係る負担金及び補助金でございます。6款繰入金、収入済み額3億9,453万8,000円、これは介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減に係る一般会計及び準備基金からの繰入金でございます。7款の諸収入は収入がございません。8款繰越金、収入済み額1億1,360万6,307円、前年度の繰越金でございます。9款財産収入、収入済み額7万50円、これは介護保険介護給付費準備基金の預金利子でございます。歳入合計といたしまして、予算額30億982万1,000円に対し、収入済み額が30億2,732万8,168円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

1款総務費、支出済み額が1,668万5,022円、主なものは、要介護認定に係る審査会負担金、主治医意見書作成料でございます。2款保険給付費、支出済み額27億3,629万5,820円、これは介護報酬の給付に係る費用でございます。3款地域支援事業費、支出済み額6,812万6,981円、これは地域支援事業の実施に係る費用でございます。4款基金積立金、支出済み額7万50円、これは介護給付費準備基金の預金利子の積み立て部分でございます。5款の公債費の支出はございません。6款諸支出金、支出済み額1億216万3,214円、これは過年度分の国庫支出金の返還及び町村負担金の返還に伴う一般会計への繰出金でございます。7款の予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額30億982万1,000円に対し、

支出済み額が29億2,334万1,087円、不用額は8,647万9,913円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算及び平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査の意見書が提出されていますので、審査の結果について監査委員の報告を求めます。

仲田代表監査委員、よろしくお願いいたします。

○監査委員（仲田 和男君） 監査委員の仲田でございます。平成29年度南部箕蚊屋広域連合歳入歳出の決算の審査意見書につきまして、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、審査に付されました29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計、介護事業特別会計歳入歳出決算及び証憑書類の審査結果につきまして審査報告を行います。

お手元の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

はぐっていただいて、1ページ目でございます。第1、審査の概要でございます。平成30年7月4日、南部町役場監査委員室におきまして、議会選出の細田委員さんとともに審査を行ったところでございます。審査に当たりましては、記載の①から④の諸点を重点的に実施を行ったところでございます。

審査の結果でございます。審査計数の状況でございます。審査に付された平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書については、計数は正確で誤りは認められず、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しております。さらに、予算の執行は適切であり、収入、支出、財産管理の事務は適正に行われていることを認めたところでございます。

2ページをお願いいたします。決算の概要につきましては、事務局より説明がございますので、省略いたしたいと思います。

3ページをお願いいたします。第3、審査意見について申し上げます。

平成29年度の介護保険の運営状況では、介護給付費の支出額が事業計画書に対して94.9%、保険料収入額は102.6%と、おおむね計画どおりの実施となっております。要介護認定者につきましては、平成29年度で計画値の1,882人に対し1,678人と大きく下回っております。このことは、構成町村における健康づくりや介護予防の取り組みの成果が大きく関係しておられると思われまます。引き続きこれらの取り組みの充実を図っていただきたいと思います。

保険料の収入状況につきましては、全体の収納率は前年度と同じ99.4%でございますが、普通徴収分の収納率につきましては、前年度の92.2%に対し90.4%と減少しております。滞納者数は86人から96人と10人増加しております。また、滞納繰り越し分の収納率につきまし

ては、前年度と同じく24.7%となっております。

保険料徴収の確保は、制度の運営及び公平性の観点からも非常に重要であることから、滞納発生についての未然防止対策を講じるとともに、引き続き構成町村との連携を図りながら収納率向上に努めていただきたいと思います。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度でありました。計画期間の3年間を通してみますと、事業総額は計画値の85億8,341万円余に対し、82億6,939万円余と計画値を3.7%下回っております。保険料収入額は16億7,368万円余に対し、16億9,925万円余と計画値を1.5%上回っております。おおむね計画どおりの実績となっております。また、地域包括ケアシステム構築のための重点取り組み事業として掲げられた在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進につきましても、着実に取り組みが進められておるところを認めたとおるところでございます。

平成30年度から新たに始まります第7期事業計画に掲げます目標に対しまして、地域全体で高齢者を支えていく地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの必要性について住民への周知を図るとともに、構成町村及び関係機関と密接な連携を図り、各種事業を着実に推進されることを期待するところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） これで監査報告を終わります。

引き続き、議案第13号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）から議案第15号、鳥取県町村総合事務組合への加入についての説明をお願いいたします。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、提案説明を続けます。

議案第13号でございます。平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,558万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,058万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細については、後ほど事務局長のほうから説明させます。

続きまして、議案第14号でございます。議案第14号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定める

ところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億499万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,599万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

続きまして、議案第15号でございます。議案第15号、鳥取県町村総合事務組合への加入について。

地方自治法第290号の規定により、平成31年4月1日から別紙規約のとおり、鳥取県町村総合事務組合に加入することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細については事務局のほうから説明させます。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。そういたしますと、議案第13号、一般会計補正予算（第1号）についてから御説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。

4款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金でございます。1,303万3,000円を増額し、1,303万4,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴います町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金でございます。254万8,000円を増額し、254万9,000円とするものでございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、5ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。1,551万6,000円を増額し、6,934万5,000円とするものでございます。これは過年度分の町村負担金の返還金の増額でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。6万6,000円を増額し、4億3,935万7,000円とするものでございます。これは介護保険利用者負担軽減事業に係る補助金返還金の増額でございます。4款予備費でございます。1,000円を減額し、89万円とするものでございます。これは歳入歳出の差額調整による減額でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第14号、特別会計の補正につきまして御説明をいたします。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。

4款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金、2目地域支援事業支援交付金でございます。101万3,000円を増額し、1,654万2,000円とするものでございます。これは前年度実

績に伴う追加交付分でございます。8款繰越金でございます。1億398万2,000円を増額し、1億398万7,000円とするものでございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、5ページ、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。予算の増減はございませんが、節内での補正をいたしております。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付準備基金積立金でございます。695万4,000円を増額し、1,066万7,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴います保険料余剰分の積み立てでございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。8,500万8,000円を増額し、8,501万1,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴います国県負担金等の返還金でございます。6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金でございます。1,303万3,000円を増額し、1,303万4,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴います町村負担金の返還金に充てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、議案第15号について御説明をいたします。

本案は、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理を行うために、平成31年4月1日から鳥取県町村総合事務組合に加入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、議案第11号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第12号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出の決算についてにつきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別的な質疑については総務民生常任委員会で行っていただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、総括的な質疑はございますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成29年度の南部箕蚊屋広域連合一般会計の決算の認定について、総括的な質疑として3点あります。

まず1点目、この16ページの財産に関する調書に示されている基金の積み立てが年度末現在

高で5,873万7,114円あるという件についてです。本来、会計等にしていけば赤字が出るより多少のゆとりがあるほうがいいのではないかというのは、十分運営する側としていくことはわからないことはないんですけども、介護保険っていうのは、1号被保険者から保険料も入ってきている、それが住民から見て非常な負担感を持っている中では、最少の負担で最大の効果を上げていくということが何よりも使命として上げてこれるのではないかと思うんですよ。その中で、平成29年度というのは3年ごとの計画の最終段階ですね。その中で、基金をやりくりしながら3年間いくというのはわからんことはないんですが、この時点で5,873万7,114円の基金が出ている現状を連合長はどのように見ているかっていう件ですね。最少の負担で最大の効果を発揮するためについてこの基金をどう見るかというのが、まず1点目です。

2点目は、今回の29年度の決算というのは、第6期計画の最終段階の決算であります。3年間のやりくりしていきながら、1年目は若干お金を残し、2年目はとんとんでいって、3年目は上がってくるからその分を負担させましょうということをやってきたら、結果として保険料は予想よりも多く、給付費は予想よりも1億以上も少なかったというのが3年間の経過ですよ。とすれば、連合長、少なくとも私は、この決算、3年ごとの節目ごとに、それなりの総括を議会の説明するという場が広域連合の議会の中で必要になってくるのではないかというふうに思うんですよ。少なくとも3年間についてはどうか、これは議案の上程事項ではありませんが、広域連合として責任を持って3年間を総括し、引き続き第7期についてこういうふうにいきたいということをする必要があるのではないかと思うが、その点の姿勢についてどうかという点です。

3点目は、この中で委員会等の決算等でも聞いていく予定ですけども、今回この3年間の中で、総合事業に移行ってということで、各町村の事業に移行してきた介護保険の事業、給付事業ありますよね。それ見る中では、少なくとも介護保険が条例に伴って、保険屋ではなくて、介護の社会化、介護を受ける人の権利を守っていく、それから家族介護の負担をなべて少なくしていくようなことが条例の基本理念として書かれてあることから見れば、これに伴った総括が要るのではないかと思うんですよ。とすれば、この今回出してくる、例えば、この一般会計の中で、各町村の総合事業の取り組みの結果どうであって、ここに監査も指摘してるような例えば予防事業の効果があったというのであれば、その実態を各町村ごとに出してくるというのがこの決算の報告に伴って必要になってくるのではないかと思います、その準備がなされているか、それができるかという点についてお聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。基金の5,800万についてどう考えるのか

でございますけど、これは、私はこの広域連合の努力の成果のたまものがここに出てると、このように思っています。一たび踏み外せば、これがマイナスになったりというようなことになっては大変なことでございます、これは、やはり各構成町村、さらには、広域連合、そしてここにおられる皆さんの御努力のたまものだと、このように思っております。

総括のことについては、これは私も一定のことは必要だろうと思いますが、どの場面でどのようにするかは今後議論が必要だろうと、このように思っています。

3番目の総合事業の評価でございますけども、これはもう少し時間をかけて効果検証したほうがいいのじゃないかと私は思ってます。まだ始まったばかりでございます、これがどういことが各市町村の中で効果が発揮し、さらには、介護報酬に影響を与えてるのかというものは、もう少し時間をかけてやるべきだろうと、このように思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 1点目の基金が努力のたまものであるっていうのは、これは連合長がそう言うてくるだろうなということはこちらも承知していますが、その中身を聞きたいんですよ。どのような努力をなさってっていうことですよ。それで、町村が言う努力というのは、民間の保険屋ではないんだから、黒字になってお金残ってよかったっていうのは、これは評価の対象にならないっていうことですよ。もしそういうものを持っているのであれば、さらに論議が必要。連合とすれば、介護保険条例に伴って介護保険条例の目的と基本理念に合致していきながら、その中で、こういうふうな基金としてお金が残ってきたっていうことの報告が要ると思うんで、そのことを聞いているんですよ。お金が残ってきて、ないよりあったほうがいだろう、努力のたまものっていうのは、これは簡単なことじゃないですか。

求めているのは、どういうふうな努力をして、中に書いてあるのは、予防の効果があつたって書いてあるんですよ。予防の効果は、広域連合は保険屋さんだから各町村が努力なさっている、広域連合もしていることもあると思うんで、そのところを出してこない、私たちが、そうか、効果があつたのかということが納得できないっていうことを言ってるんですよ。だから、少なくとも今後待つのではなくて、平成29年度の決算として黒字を出して、その成果の一部として効果があつたというのであれば、どのようなことがあつてこういうことになっているのかということの説明が要ると思いませんか。なぜならば、住民が負担をしているお金だからです。そのことを求めます。

同じように、総括をやはり出してきてほしいっていうことです、各町村の。そのことについてはどのようにお考えになられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 基金の取り扱いについて、事務的などころから御説明をまずさせていただきます。

まず、第6期計画の始まる前の基金残高といたしましては、9,100万程度実際はあったわけでございます。その中で、6期計画を立てる時点では、この中から8,700万円を全額を取り崩して保険料の上昇を抑えるということで計画を組み立ててきております。実際は、それは5,417円という結果として保険料を設定することができております。3年間のどれだけ費用がかかるかということ、それと、どれだけ65歳の方の負担があるかということ、保険料のところは決まってくるわけですが、毎回、毎年度実績のほうを報告をさせていただいておるんですが、高齢者数につきましては予測よりもはるかに多い数字で推移をしたというところがありますし、給付費につきましては予測しとったよりも若干低目で推移をしたというところがあります。

こういった中で、予防事業の効果があったのではないかと、あくまでも推測の部分にはなってくるんですけども、一般的には、調査上でも、運動した回数が多いですとか健康づくりの事業に参加した方につきましては、要介護認定になる割合というのは低くなるいうことが出ておりますので、町村がこれまでさまざまな取り組みを実施してこられた中で、そういった参加された方っていうのが要介護状態になりにくくなってきているというのが現状ではないかというふうにご考えておるところでございます。

6期の総括っていうところもあるんですけども、7期計画を策定する段階で、初年度、2年度の部分、それと、3年目の中間部分につきましてはの総括を行って7期計画というものをある程度立てておりますので、そういった計画策定の中で議員の方々にも状況を御説明をさせていただいたところがありまして、最終的に29年度が締まった時点で3年間全てそろっての総括ということで説明をする場っていうのが、これからではないかなというところに思います。そうした中で、基金が結果的には予定しとったよりも多く取り崩すことなく残ってきたっていうところが、基金がこれだけあるという現状でございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 数字から見て、前年度から3年間どうであったかの説明があったと思うんです。数字の中身については委員会等でも再度お聞きしたいと思うんですけども、連合長、私がお聞きしたいのは、結局、今回の29年度、今決算ですけれども、3年間を見た場合、次の特別事業の会計でもするんですけども、全国的には、この第6期の最終の2年間で介護保険料が、今まで年度ごとに上がってうなぎ登りに上がっていたのが、全国平均でその伸びがとま

っているっていうのが指摘されているんですよ。そのことが全国的に、ここで言うように予防給付が進んできて、本来、介護にかかる方々がかからなくて済んでいるんだという、すごくいい面ですよ。それなのか。

もう一つ指摘されてるのは、厚生労働省のやっている給付抑制策ですよ。給付抑制の一つで介護保険が持続可能なために、あらゆる厚生労働省は手を使って介護保険の伸びをとめようとしてきた。ここで言うのは、介護保険のみをとどめるのに、予防給付が充実して住民のためにもいいことであれば、誰も国民は喜ぶんですよ。心配しているのは、介護給付抑制の動きがあるのではないかということですよ。そういうことを私は見ていくのが、広域連合の中でいえば、条例に基づいた介護保険の本来の役割を發揮させていくということについて、そのことの総括と検証が要るのではないかっていうことなんですよ。

だから、確かに監査にも書いてあるように、一定の予防の効果はあるといっても、その中身は、やはり給付抑制が生じてきている実態があるのではないかっていう立場から、検証する必要があるのではないかという点についてどうお考えか。なぜならば、努力されたというけれども、住民から見れば、負担の保険料を払っていて、そこで黒字が出てくるっていうことは、必ずしもよいことっていうことには言えないのではないかというふうに思うんですが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。給付抑制がこの連合内で起こっているという実感はございませんけれども、これは、やはり介護保険自体が制度でコントロールしていることで、各単独の広域連合や市町村がそのような抑制をするというようなことには立ってないと、このように私は思っています。

それから、この効果検証については、先ほど申しましたように、まだ始まったばかりですので、これがどこに効果があって、どのようなそれがお金に影響を与えているのかは、もう少し時間をかけながら検証するべきことだろうと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第12号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回、委員会付託だということで、説明されたのが、決算書のと

ころだったので、その3ページ、4ページですね、総括的な質疑で詳しいことは委員会で聞きますが、その数字の説明を連合長に求めます。

歳出のところの第2款保険給付費、総額、予算現額に対して支出済み額の不用額が7,655万1,180円と出てきている。同様に、地域支援事業費が予算現額に支出済み額と比べて758万6,000円の不用額が出てきている。29年度の今お話をしています。この同じことをどう見るかですね。

それで、先ほど言っているように、決算の3年度の総括と監査の報告の中でも言われているのは、予防の効果があたって言ってるんですよ。書き方として、予防の効果もあるというふうに書いてあるところもありましたが、その、私は、本当にそうであれば、大いに結構なことで、これがどんどん進んでいって、それが事実であれば、介護保険料、安くなるのが一番ですよ。住民も保険にかからなく不自由しなくて済むし、その実態をしっかりともしそう言うのであればつかむ必要があると思うんですが、その点について、平成29年度についてはこの金額でいえば、どのようなことがあってこういうふうな不用額になったのかというのを説明を求めます。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。予算の関係なんですけれども、基本的には、介護保険事業計画、3年間の計画に基づいて推移しておりますので、計画値に基づいて予算立てをするっていう手法をとっております。29年度につきましては、計画値よりも大幅に支出のほうが減ってくるというところもありますので、若干補正で操作をしたところはございますけれども、予算ですので、支出に対して足りなくなるという状況では困るわけでございますので、ある程度、計画値の範囲内で余裕を持って予算措置をした結果として不用額が出たというところは、運営状況でも御説明いたしておりますとおり、利用者数の伸びが鈍化したというところがありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そうか、給付費で聞いたからそういう回答になるんだなと思うんですけども、利用者の伸びが鈍化した、高齢者の人口がふえていく中で、予想よりもふえた、その中で認定率が予想よりも下がった、そうですね、そのことを捉えて広域連合は予防が効果を発しているというふうに言っているんですよ。私は、その中で、もしかしたら給付抑制があるのではないかっていうことを言っているわけなんです。この質問に対して、平成29年度であればどうだったのかということ、もう少し連合長、実態を見ながらどう考えてるかっていうことのお話が欲しいわけなんですけれども、いかがでしょうか。

先ほど言った数字の都合でこうなったんだって言うけども、29年度は1億以上の収支差額で黒字が出ているわけですよ。それと同時に、この連合の特徴は3つの町村がありますから、この3つの町村の中で認定率等も違ってきているということがありますよね。本当に、そしたら一生懸命取り組んでいるところが認定率が下がってきているのか、一生懸命やってきて、掘り起こしてきて認定率が上がっていくのかということの両方あると思うんですよ。一概に認定率が下がっていてよかった、これが予防に結びついてるっていうことの、もしそのことを議会に説明なさるのであれば、そのことが具体的にわかる資料等が欲しいと思うんですが、今議会で出せますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 実際にそこまでの効果検証はまだこれからというところですので、今時点では資料がございません。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 執行部には委員会で聞きます。連合長、執行部はそう言ってるんですよ。効果検証はできない、まだ。できないけども、29年度の決算でお金が残ったら、効果があったって言ってるんですよ。そう言えないよね、そしたら。とすれば、広域連合のすることは、今回制度も大幅に変わって、介護予防事業等で町村の取り組みがあってくれば、その町村ごとのそれぞれの効果を検証していきながら、どうであったのかっていうこの調査と議会に対しての報告が要ると思いませんか。それをするという立場に立つべきではないかというふうに思うんですよ。

実際、委員会でも求めておりますが、対支給限度額等を見れば5割ですよ。ケアマネジャーなんか言っているのは、もう軒並み言っているのは、介護保険で相談に乗るときの大前提は、幾らお金が負担できるかっていう問題なんですよ。やっぱりそこまで踏み込んで、本当に連合長の言っているように制度の中でコントロールするっていうのは、これを国の言いなりに唯々諾々とやっていけば、介護保険制度が改悪されているのを住民にそのまま押しつけているのが広域連合だということになりますよね。制度でコントロールしていることが、少なくとも広域連合内の域内の住民に対してどのような影響を与えているのかっていうことをつかむ必要があると思いませんか。これが本来介護保険の広域連合でなさらなければ、私は3町でやってる意味がないんじゃないかって思ってるんですよ。ぜひともそういうことをやるべきではないか。この29年度の決算は3年、第6期の最後ですけども、私は非常に重要な数字が出ているのではないかと思います。その点についていかがお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 制度のコントロールといいますか、介護保険自体が非常に高額になってきてますので、そういう制度設計になってきてるということは私も認識してますし、皆さんもそうだろうと思ってます。ただ、一方で、今このことがなかなか見えないっていいものは、戦後世代の新たな高齢者たちがどんどんできてきてるわけです。

先日もある講演をお聞きしますと、例えば健康の要因の中に、給食、戦後始まった学校給食を受けた高齢者たちは、やはり食生活に対しての意識も高いというようなビッグデータの解析結果があるというようなこと、さらには、育った環境がこれまでの高齢者とはまた違った高齢者が生まれてきてるわけですね。そういうことが健康要因にどういう影響をしてるのかということが必ずあるとは思われますけれども、これをこの町村内で総括し、皆さん方にお示しするデータというのはまだまだないわけです。今後いろいろな解析手法だとかが生まれる中で、こういう点についてもしっかりと広域連合の中でも取り組みながら、どういうことをすれば皆さんがいつまでも元気で幸せに、さらには、住みなれた地域で暮らし続けるかということを考えていくのが広域連合の役目だと思いますので、そういうことを努力していこうと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

議案第13号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）は、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

議案第14号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

4番、景山浩君。

○議員（4番 景山 浩君） 4番、景山です。先ほど議案第12号で特別会計の決算認定も提案をされておりますが、この14号の補正予算、これが、主に返還金、償還金のところで大体8,500万、それ以外の一般会計の繰出金も、これも一般会計のほうの返還金、償還金ということで約1億弱ぐらいの償還金が発生をして、その原資を繰越金に求めているということで、これ29年の決算も同じような格好で1億1,000万ほどの前年度の繰越金をもって約1億ほどの返還金の財源に多分充てているということになりますと、1億何がしの前期繰越金を入れて、それ

で償還金返しました、また1億円ほどのほぼ同額の金額を次期に繰り越すということはずっと続けるような構造になってるのかなと。そうすると、本当に1億円ぐらいが余ってくるというか、利益になってる、利益はありませんけれども、繰り越すほどになっているということが本当に言えるのかどうなのかという、収支バランスでいえば、ほぼ入りと出が同じというふうな構造になってるというふうに理解していいのかなのか。それと、償還金の額の決定と繰越金の発生との仕組みと申しますか、そこら辺がどうなってるのかということをもう少し御説明をいただけたらというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。介護保険特別会計ですけれども、国県支出金、それと、町村からの負担金として受け入れる町村の割合部分につきましては、ある程度予定繰り入れ、予定交付っていうものがございます。これは、それぞれ計算方法はあるんですけども、国県負担金につきましては、前年度の実績予測、それと、計画値をにらんである程度の額を向こうが決めてまいります。それに基づいて交付がされるということになりますので、実績としてそれより低くなる場合はその分を翌年度で精算するという手法になってまいります。こうしたことで、予定と実績との差ってところが毎年度発生してきておりますので、その部分を単純に繰り越して、もらった財源をもとにそれをお返しするというような仕組みになってまいります。

その他の部分で余剰になってくる部分としましては、保険料収入という部分があるわけです。計画上は保険料収入だけでは賅えないということで基金繰り入れ等も行いうわけでございますけども、保険料収入として基金のほうも残額を積み立てておりますので、実際残ってくるのは、やはり保険料収入としていただいたもので余剰している部分っていうのがずっと残ってくる形にはなっていないと思います。ただ、計画の3年間でそれも全部チャラにするという計画を組んでおりますので、基本的には3年間でゼロになるというのが本来きちんと計画どおりにいったときのパターンとなります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山議員、よろしいですか。

○議員（4番 景山 浩君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 景山議員の続きです。景山議員が、1億幾ら入ってきているけれども、実際は前年度の分で償還するので赤字にはならないじゃないかということをお聞かされたので、ちょっとお聞きしますが、平成30年度の今回の補正予算のもとになっている予算書で繰越金が幾らありましたか。1億ぐらいあったんじゃないかと思ってるんですよ。（発言する者あり）で

すよね。それはちょっとどうですか。

それを見た場合でいえば、先ほどおっしゃるように、各議員が共通で持っとかないといけないのは、やりくりしてると言いますが、先ほど事務局長が言ったように、基金として残ってくるのは、住民の保険料がもたになっていると今おっしゃいましたね。そのことの事実認識をする必要があるのではないかと思います、それを聞いて連合長はどんなふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 先ほど景山議員の質問のほうで説明をさせていただいたんですけど、基本的には1億程度の繰越金があるわけですけども、その中のほとんどは、交付してもらったお金っていうのが財源になってまいりますので、億単位の金額が出てるところで目立つ部分はあるんですけども、実際には保険料部分のみが最終的には残ってくるというところで、29年度の決算の状況で申し上げますと、全体で1億398万7,081円っていうのが特別会計の残額になってまいります、そのうち国県に返す部分が8,500万程度、それと、町村に返す部分として1,300万程度ございます。実質残ってくるのが594万3,000円ぐらいになるんですが、これが実質収支として残ってくる黒字部分というところになります。ただ、これは補正のほうで基金のほうに積むという計画をしておりますし、もともと7期計画を立てる段階で、6期の余剰部分は全額充当して保険料額をなるべく高額にならないように設定したというところもございますので、そういったことで御理解をいただけたらと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 理解しにくいもので、聞いて申しわけございません。先ほど局長がおっしゃった1億何ぼ出てきて、実際は549万で、残ったのが、これが仕組みとして、この介護保険で見れば、国とか市町村から来るので、残っているのが保険料だと思ってもらっていいと。そしたら、今までの基金残が現在5,900万、29年度の決算でしたね。その5,900万の中身というのは、やっぱり保険料が残ってきているんだというふうに解釈していいということですね。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） そのとおりでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

議案第15号、鳥取県町村総合事務組合への加入について、質疑ありませんか。

8 番、真壁容子君。

○議員（8 番 真壁 容子君） 一応中身についてはわかりました。経緯もわかりましたが、ここに議員その他非常勤職員の公務災害って書いてあるんですけども、議員はわかるんですが、広域連合内でこの町村広域連合の職員の中で総合事務組合の対象になるという職員はいるのかということと、今回入ってなかったっていうところで、何らかの感じで不利を得たというようなことないってということなんです確認です。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。非常勤のくくりでございますけども、事務局による非常勤職員プラス監査委員、選挙管理委員会、そういった委員さんも該当になってまいります。これまで連合での公務災害等発生しておりませんし、不利益というところは出ていないというところが現状でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号、平成 29 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第 12 号、平成 29 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 08 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

なお、再開の目安を午後 2 時としております。（「本会議の」と呼ぶ者あり）本会議はです。（「委員会については」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。

休憩をします。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 11 分再開

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、再開いたします。

11 時 30 分から第 6 期の総括を執行部のほうから聞かせていただきたいということで、時間は 30 分に限定いたします。よろしいですか。それで不足があれば開きません。いいですか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）第 2 委員会室でよろしくお願いします。

それでは、これで休憩いたします。

午前 11 時 11 分休憩

午後 2 時 20 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 10 広域連合行政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、広域連合行政に対する一般質問を行います。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせて時間が 1 時間である総合時間制としてありますので、厳守していただきますようお願いいたします。

8 番、真壁容子君の質問を許します。

8 番、真壁容子君。

○議員（8 番 真壁 容子君） ただいまより一般質問をいたします。2 点にわたって質問いたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

まず 1 点目は、第 6 期介護保険事業計画の総括を問う問題です。

第 6 期介護保険事業が平成 29 年度で終わりました。今回の資料の中には、第 6 期介護保険の事業計画の総括が出ています。この第 6 期介護保険事業計画の中では、介護保険が始まって以来、大きな私たちは改悪だというふうに言っていますが、ありました。要支援 1、2 をサービス給付事業から外してしまうということです。今の介護保険を審査する厚生労働省の会の中では、今後、サービス抑制のために要介護 1、2 も保険給付事業から外す云々の論議がなされていると一部報道されていました。始まった介護保険制度が介護保険法本来の役割を果たす介護の社会化、介護を受ける人の権利を守ることになっているのか、このことが問われてくることになると思うんです。私は、今回の質問の中で、第 6 期介護保険事業計画を総括する中で、そこに出てくる数字が

本当に住民にとって安心な介護になっているのか、そのことを検証しながら、国の制度のもとでの介護保険事業がどのように展開されていくのか、どのような問題点があるのかを問うていきたいと思います。その資料、総括を見ながらの質疑を書いておりますので、答弁よろしくお願いたします。

この中では、65歳以上の人口が推計値より増加があったというふうに言っています。その結果、高齢化率も上がったと。普通でいえば、65歳以上の人口の増加の推計ってというのは、今の見れば大体妥当な数字が出てくるのかなと思ったんですけども、この人口も上がり、高齢化率も上がってきた、これをどのように見るかというのが第1点。

第2点目には、一連の要介護事業のものですけれども、要介護認定が計画値より大幅に下回ってきています。この理由として、構成町村のいわゆる介護予防事業ですね、健康づくりとかの取り組みの成果もあるというふうに述べられています。もしそうであるならば大歓迎ですが、ここでは、せっかく3つの町村が取り組んでいることからですから、構成町村ごとに、例えば、このように数字にあらわれる経過としてどのような成果があり、各町村ごとに課題をつかんでいるというふうに把握しているのか、連合長にお聞きいたします。

ここに書いてある利用率は、先ほど本会議の中でも平成30年の3月について聞いてきました。利用率は74.7%ということです。この利用率というのは、介護認定された方がどれぐらい使っているかという率です。連合長、この中で、委員会の中でもお聞きしてきたんですけども、介護認定された方で使っている利用率が74.7%、4人に1人は使っていない。この中には、総合事業に回った方々が外されてるというのですが、それでも介護認定を受けて利用されていない方がいらっしゃる。この数字をどのようにお考えでしょうか。

結果として、これらのことから、介護給付費は計画値を大幅に下回る数字になっています。これ1つには、検証として、対支給限度額比率の実態と、その原因も見てみなければいけないと思うんですが、対支給限度額比率も要介護ごとに先ほどの委員会を出していただきました。それらの実態と原因をどのように把握なさってるでしょうか。その中で、介護予防の総合事業化への影響をどのように見てるでしょうか。私たちは、この質問をする基本的な立場として、介護予防に総合事業化をした場合に、いわゆるサービス抑制等が起こってきているのではないかとということを見ているのですが、その点についてどのように考えるでしょうか。

次に、介護予防事業費が予定より伸びていない原因を、先ほどのことですよ、どのように見ているか。この中での質問の趣旨は、先ほど言っている構成町村の成果があるというふうにおっしゃっていますが、国は、介護給付費を抑制するためにさまざまな施策を取り組んでいます。

全国的にも、ここ3年間は介護費が伸びていないわけですね。その中でも、そしたら介護予防の事業費が予防として広がるということは、本来であれば、考えれば介護予防事業費がふえてもいいんじゃないかと思うんですが、それも伸びていない、これをどのように見るのでしょうか。この点について伺い、具体的に再質問いたします。

第2点目、それを受けて高齢者の生活実態の把握とその対応を求めるという問題です。

先ほども委員会の討論の中でも発言させていただきましたが、私の広域連合議会に参加させてもらってしましての率直な疑問があります。それは、広域連合内で、せっかく3町村でつくっているのに、3町村の取り組み等が、この中で意見交換等ができるような仕組みにならないのはどうしたことかという問題です。つくづく思い立つには、介護保険の広域連合は保険事業者であって、さまざまな施策は町村でしてもらって、この姿勢が一番大きいのではないかと思います。介護保険を取り組んだのは、決してパイを大きくするという事だけではいいはずで、それは、何よりも介護保険法と連合がつくった介護保険の条例の中に入っている高齢者の尊厳の問題、介護の社会化の問題、あらゆる方に適切なサービスをとる点を充実させていくためには、施策等へも踏み込んだ議論と内容が必要だと考える立場から質問いたします。

そこで、高齢者の生活実態の把握の対応を連合に求めたいと思います。特に独居世帯、高齢者世帯の所得と生活実態を把握する必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。要介護認定利用者での独居世帯の割合の把握を求めます。

2点目、年金で入れる特養ホーム等の施設等の必要性をどう考えますか。各施設の入所の費用と入所額のいわゆる給付費、サービスの総額の費用と本人負担の実態はどのようでしょうか、求めます。同時に、現時点で最近の段階での施設入所待機者の現状を求めます。

第3点目に、低所得者層、独居世帯への連合独自の負担軽減、サービス制度を求めたいと思います。

以上を壇上から質問し、再質問させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。細かい数字的な部分につきましては、後ほど事務局長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の第6期介護保険事業計画の総括について答弁いたします。

まず、65歳以上人口と高齢化率についてでございます。

運営状況で説明しておりますように、平成30年3月末時点の高齢者人口は8,866人、高齢化率は34.6%となっております。介護保険事業計画との比較では、総人口で130人の減、高

齢者人口で175人の増、高齢化率では0.9%の増となっております。人口推計については幾つかの手法がございますが、第6期の介護保険事業計画における人口推計については、コーホート変化率法という手法を用い、平成21年9月末と平成26年9月末の住民基本台帳人口をもとに、5歳刻みで集団が5年間でどのように変化したかの変化率を求め、平成26年の人数に変化率を乗じて5年後の状況を推計しております。

結果として、推計値と異なる結果となっておりますが、高齢者数が伸び、総人口は減少するという傾向は想定したところでございます。こういった状況については今後も続くものと考えておりました。第7期計画策定のために行った人口推計を見ますと、高齢者数は平成34年にピークを迎え、その後は減少してまいります。総人口については依然として減少傾向にあり、平成37年での高齢化率は37.3%になると予想しているところでございます。

次に、要介護認定者についてでございます。

高齢者数の増加に伴い、同様に要介護認定者数も伸びてくると想定しておりましたが、結果として、平成29年度、計画値を204人下回る状況となりました。こうした状況となった要因の一つとして、構成町村における健康づくりや介護予防の取り組みの成果も関係しているのではないかと考えているところでございますが、これについては明確な根拠があるわけではなく、そうしたことも影響しているのではないかと推測しているものでございます。

介護予防、健康づくりの取り組みは、すぐに効果があらわれるというものではございませんが、これまで構成町村で実施されてきた取り組みの積み重ねがこうした状況にあらわれたのではないかと考えております。構成町村ごとの取り組みの状況につきましては、広域連合が委託している一般介護予防事業に関しては実績報告という形で把握しておりますが、それ以外の部分につきましては把握しておりません。課題としましては、介護予防、健康づくりの取り組みをいかに多くの住民の方に広げていくかということではないかと考えております。

次に、介護給付費が計画値を下回ったということについて、対支給限度額比率の実態とその原因をどう見てるかということでございます。

対支給限度額比率については、平成30年3月時点で全体で55%となっております。支給限度額はあくまで支給上限ですし、利用される方の状況により月ごとに比率も変わってまいります。介護給付費が下回った要因としましては、要介護認定者数の伸びが低く、想定よりもサービス利用者数が増加しなかったことが大きいと考えております。

また、介護予防の総合事業化への影響をどう見ているのかという点であります。財源が介護給付費から地域支援事業に変わったことで移行分の費用が減少してきております。この減少部分

は当初から想定し、計画値に反映しているところがございますので、給付費が伸びなかった要因としては当てはまらないと考えています。

次に、介護予防事業費が予測より伸びない原因をどう見てるかということでございます。

介護保険事業計画における介護予防事業の費用については、平成28年4月から総合事業を開始することとし、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防サービス計画作成費の移行部分の費用を見込むとともに、構成町村が介護予防、生活支援の取り組みを充実していくための費用を見込んでおりました。実績を見てみますと、介護予防通所介護に相当するサービスについて、見込みよりも大きく減少しております。これは要支援認定者数が見込みよりも少なかったことが要因だと考えておるところでございます。

次に、2点目の高齢者の生活実態の把握とその対応について答弁いたします。

まず、独居世帯、高齢者世帯の所得と生活実態の把握についてどう考えるかについてでございます。

所得については、介護保険料の賦課、利用者負担割合の決定など事務処理を行う上で必要となる情報ですので、年金等の収入について把握しております。

また、生活実態については、地域包括支援センターの業務の関連で把握している方もございますが、独居世帯、高齢者世帯の全てを把握しているわけではありません。生活実態の把握については、どのレベルまで踏む込むかという難しい部分もございますし、個人のプライバシーの問題もございます。広域連合としては、介護保険事業計画策定の基礎資料とするためのニーズ調査や実態調査を通して傾向を把握するというあたりまでが限度ではないかと思っております。独居世帯、高齢者世帯に対する施策は介護保険のみではなく、福祉や防災など多岐にわたります。そのため、個々の詳細な生活実態の把握に関しては、広域連合としてではなく、基礎自治体である構成町村の役割として行っていただくことが適当であると考えております。

次に、年金で入れる特養ホーム等の施設等の必要性をどう考えるかについてでございます。

施設に入所するための費用については、施設の種類でも異なりますし、利用負担の軽減の程度についても世帯の市町村税の課税状況などによって異なってまいります。平成30年度における老齢基礎年金の満額支給は年額で77万9,300円となっておりますが、負担軽減を受けることにより特別養護老人ホームの介護保険施設の入所費用を賄うことは可能であります。これまでも新たな介護保険施設の整備については、入所待機者等の状況や介護保険料への影響を考慮して検討してきております。待機者があるから施設をどんどんつくればよいというものではないと考えております。

また、ひとり暮らしや高齢者のみの生活に不安があるということで、元気なうちに有料老人ホームなどの施設に入居される方もふえてきており、こうした方たちの転出も人口減少の要因の一つとなっておりますので、何らかの対策は必要であると考えますが、その点につきましては、構成町村での取り組みとして検討していただきたいと思っております。

最後に、低所得者層、独居世帯への連合独自の負担軽減、サービス制度についてでございます。

この件につきましては、これまでも議会で何度も議論されておりますが、財源をどう確保するか、これが最大の問題でございます。現行の制度の中でもさまざまな軽減対策が実施されておりますし、現時点ではそれ以上のものを行う考えはございません。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。真壁議員から御質問のありました数値的な部分について、私からのほうからお答えしてまいります。

まず、介護サービスの利用率でございますけれども、平成30年3月サービス利用の状況といたしましては、広域連合全体で74.7％となっております。町村別に見てみますと、南部町が78％、伯耆町が71.3％、日吉津村が77.3％となっております。対支給限度額比率につきましては、全体で55％、軽度者が26.3％、重度者が57.6％となっております。これらの数値はいずれも、要支援者の総合事業利用分については含まれない数字となっております。

次に、要介護認定、利用者での独居世帯の割合についてでございます。平成30年3月末の状況といたしまして、要介護認定者のうち、施設等に入所されている方を除いた独居世帯の割合、これは13.9％となっております。男女別に見てみますと、男性が3.3％、女性が10.7％となっております。サービス利用者のうち、施設等に入所されている方を除いた独居世帯の割合については12.6％となっております。男女別では、男性が3.1％、女性が9.5％となっております。

次に、介護保険3施設別の平均的な利用金額についてでございます。算定の条件につきましては、要介護5の方で利用者負担割合が1割の方としております。

まず、介護老人福祉施設の場合ですが、これは特別養護老人ホームゆうらくを利用した場合の金額として積算をしております。介護保険のサービス利用額が3万2,722円、食費が4万1,400円、居住費が5万9,100円、日常生活費が6,000円となりまして、合計の支払い額は13万9,222円となります。こちらは市町村民税非課税世帯の場合でして、市町村民税非課税世帯で本人の年金等の収入額が80万円以上の場合は合計で8万9,400円、同じく市町村民税非課税世帯で本人の年金等の収入額が80万円以下の場合は合計で5万7,300円となります。

次に、介護老人保健施設の場合ですが、これは介護老人保健施設寿楽荘を利用した場合の金額として計算をしております。介護保険サービスの利用額が3万2,417円、食費が4万5,000円、居住費が1万1,100円、日常生活費が6,000円、合計支払い額は9万4,517円となります。また、市町村民税非課税世帯で本人の年金等の収入額が80万円以上の場合は合計で6万1,200円、同じく非課税世帯で年金等の収入額が80万円以下の場合は合計で4万3,800円となります。

次に、介護療養型医療施設の場合ですが、これは西伯病院を利用した場合の金額として計算をしております。介護保険のサービス利用額が4万4,670円、食費が4万1,400円、居住費が1万1,100円、病衣代として2,460円、合計支払い額は9万9,630円となります。同様に、市町村民税非課税世帯で本人の年金等の収入額が80万円以上の場合は合計で5万7,660円、市町村民税非課税世帯で収入額が80万円以下の場合は4万260円となります。

次に、施設入所の待機状況についてでございますけども、特別養護老人ホームの入所者の待機状況につきましては、県が毎年度行っておるんですけども、今年度につきましてはまだ実施されていないため、2月議会でお示した数字が最新のものとなっております。参考までに数字を申し上げますと、待機者は全体で146人、そのうち在宅での待機者は34人となっております。また、この34人について現在の状況を調べてみましたところ、現在も在宅で待機されている方は14人ということになっております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） まず、1点目の第6期介護保険事業計画の総括の中で、1点目の推計値より65歳以上の人口の増加があつて高齢化率も上がつてきてこれをどう見るかっていうことは、総人口が376人、6期で見ればふえてきているって言うてるんですね。なぜこれを言ってるかという、この3年間で見れば介護保険料が県内で一番低かつたっていうんですけども、結果として黒字が出ているんですよ。そうですよね。基金が5,000万以上積み立てられてきている。最初の本会議でもわかつたように、この基金の積み立ては保険料による分だということですよ。とすれば、保険料というのは人口も関係しますから、人口推計を正確に行つて人口がふえたら、ふえた分があれば介護保険が少しでも安くなるんじゃないかって私、思っているんですよ。小さいとこの考え方だつていうんですけども、皆さんも御存じのように、介護保険料を算出するときに、どうしたらどのお金を持ってくればいいのかということにしてることから考えたら、この人数の動向っていうのは大きいっていうふうに思うんですけども、そういう意味で

例えば、3年間を見た場合、連合長、やはり保険の給付費に対して保険料が余ってきている、こういうふうに見れるのではないかっていうんですけど、それでいいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。結果として、保険料としては多くをいただいた形となっております。予定しておりました8,700万の基金取り崩しにつきましても、そこまで至らなくおさまったっていうところが現状でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そうですよ、結果として、予定していた保険料に対してサービスが少なくて済んだんだって言うてるんですよ。その総括です。その総括が連合がどう言ってるかということ、各市町村、構成町村ごとに取り組んだ健康づくり等も一つの原因だと言うてるんです。そこで、ちょっと聞きます。介護予防の取り組みの成果も大きく関係している。ほかに何かありますか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。人口推計の方法につきましては、先ほど連合長のほうが申し上げたとおり、コーホート変化率法というものを採用しております。これが21年と26年時点の5歳刻みの集団の変化率を求めておりますので、そこで5年後どれだけ変化したかっていうところの差っていうのが現状と乖離してきたということがあります。原因といたしましては、転入出による増という部分もございますでしょうし、死亡率の低下っていうところも要因としてはありますけども、はっきりとしてこれだっていうものは断定できないということが現状でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） それは、人数のところではそういうふうなことなんだろうなということとは局長、理解しました。

次、お金が余ってきている状況が出てきました。それはそうだって言ったんですけども、私が今言ってるのは、局長は、お金が残った一つが、この数字の数え方の問題だっていうことを言ってるわけですね。ここに書いてある減ってきたのが、介護予防の取り組みの成果も大きく関係している以外には、その事務的な計算の方法だけなんですか。ほかに考えられることはありませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。これは、これから先々の問題の中の一番核

心部分になると思いますけれども、先ほど私がお話した中で、このごろそうやってビッグデータを解析する中で、いろいろなことがどうもわかってきたようです。地方部、田舎で暮らす方よりも案外に都会部で暮らす人のほうが認知症罹患率が低い。それは、やはり電車だとかそういうものに乗るために歩く、あえて歩かなくちゃならないことや、それから時間を見るために頭を使わなくてはいけない。そういう運動と頭を使うということが、田舎の私たちのところではあえて集団で認知症予防運動としてやりますけれども、日常生活の中でそういうことが都会の中で起きてるといふこともあるようです。

今、これから先々の中では、やはり戦後、新たな教育や食環境の中で大きくなられた方たちが続々と前期高齢者、さらには後期高齢者になっていかれますので、私たちが推測するとは違った部分で、そういう社会的な要因の中で新たにこうやって介護保険のお世話になるということがおくれる可能性もあるんじゃないかというぐあいには思っています。それは、今、先ほど言いましたように、一概にこの数年だけで、運動したからよくなったというそう大変短絡的なものではなくて、ある程度もっと大きな範囲で介護保険に対する罹患率というものが、お世話になるというものが少し後ろにずれてきてるんじゃないかという感想は持っています。まだこれから先々もかけて、もう少し長い時間をかけながらこういうことを研究していかなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、連合長がおっしゃるように、介護保険の罹患率が少なくなって、介護保険制度そのものが国民の生活、高齢者の生活から後ろに下がるんじゃないかっていう声もあるってことですよね。なるほど、そういう場合もあるかもしれない。そのとき介護保険料は下がりますか。そこなんです。一方で、2025年には8,000円に届くって言うてるんですよ。そういうときに、いいですよ、介護保険の利用が減ってきてお金が少なくなってその負担が減ってくるっていうことは、健康になっていくってというのが大前提だったらいいことだと思うんですよ。今しきりに連合長がおっしゃったように、公的ないわゆる制度のコントロールされていく中で取り組んでいるから、保険料が下がっていくこともあるっていうことは、これは共通認識だと思うんですけども、先ほど言ったように、罹患をすることがずれるのであれば、保険料は下がりますよね。ところが、厚生労働省は2025年に8,000円になると言っている。そこでやっていることは明らかと違いますか。

言いたいのは、意見の違いや立場の違いがあるかもしれませんが、国が進めている介護保険がどのような方向に進んでいくかということ、せめてもの共通理解したいと思ってこういう質問を

しているんですよ。この3年間で保険料が、給付費が減って認定率が減ったというのは、確かに各町村の取り組みで職員の努力や住民の個人の努力で健康づくりもあっただろう、そのことは百も承知で厚生労働省は8,000円に上がるって言ってるんですよ。ということは、今回の3年間でやったのは国の予想どおりじゃないですか。違いますか。その結果が出てるんですよ。国の予想どおり、介護保険給付費が伸びず、認定率も下がってきた、そういうことではないですか。これは認識一致できませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 介護保険費がこれから先々安くなるだとか、8,000円ということを確認に言ってますけども、それになるかどうかは、これは私もわかりません。国は確かにそう言ってますけれども、今まで厚生労働省だとか、長いスパンで物を見た場合に、どうでしょうか、それがきちんと当たったというためしがない。私は、これが小さなこの広域連合内でそのままいく、まさにそうなるかどうかというのは、これから私たちの努力にかかっているのではないかと考えてます。いわゆる団塊世代やその次の世代が、今まで過去と同じように介護保険に罹患するかどうかということだと思っています。それは、社会的な要因であったり、生活習慣であったり、そういうところの改善や、そういうものでまだまだ改善の余地はあるのではないかと考えています。その種を見つけるのにもう少し時間がかかるのではないかと考えてます。決して、過去の延長線上でこれらいけば、間違いなく介護保険料が8,000円だとか9,000円だとかそういうところになって介護保険が破綻すると、そういうことがないように、あらゆる手段を打たなければならないだろうと考えてるところです。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 介護保険料が7,000円、8,000円になって破綻しないように努力をしないとイケないってことですよね、そのことは私も一致します。誰が努力するかっていうことです。今のままやったら保険料も上がる、サービスも削っていく、誰が努力するんですか。介護者抱えた介護をしている方、お金がかかるから介護を受けないのでと努力する、その方向しか見えてこないじゃないですか、それだったら。

私は、ここで共通認識を持つというのは、市町村というのは一番大変なところで、国の施策をしなければいけないと同時に、目の前に住民がいるわけですよ。その住民がどんな住民がいるか。先ほどの委員会でもわかったのは、局長が利用率74.7%、25%の方が受けていない。そのことと同時に、滞納者で利用制限を受けてる方いるかって聞いたら、介護認定を受けた方で3人いるけれども、サービス受けてないって言ったんですよ。これどういうことやと思います、連

合長。お金かけていて自分も保険料掛けてるから介護が認定されたら受けたってというのは、みんな思ってるところですよ。さまざまな制度でいろんなことに使いたくて認定される方もあるってことを聞きましたけども、ほとんどの方は、介護保険を利用して何とかみんなに迷惑かけないように生活したいと思ってると思うんですよ。ところが、中には、お金が払えなかったから、サービスが給付停止かけてる方や介護認定受けてて使っていないっていうんです。

とすれば、こういうことが出てくるといことは、そんなに大きくもない広域連合のするところは、その方々からもお金もらってないかもしれへんけど、住民からもらってる保険料の中で、いけないからストップかけた、認定はした、しかし、受けられない状況だったら、どれぐらいの方が受けなくて個人の努力で済ませてるのかということをつかむ必要があると思うんですよ。そういう意味でいけば、努力の方向を住民に求めるのではなくて、そのようなことを避けるために、介護保険制度や介護の社会化というのであれば、公的な機関がどのようなことを使って不幸な方が出ないようにしていくのかって考えていくことがまともやと思いませんか。

だとすれば、国の施策を抱え込むのではなくて、国の施策のどこに問題があって広域連合としては困ってるかという立場に立たなければ解決できないんじゃないかと思うんですよ。そういう意味でいえば、今、連合長や副連合長がお認めになってくださることは、この3年間に出た数字は、個々の努力もあるけれども、一連の抑制の中で出てきているということも否認ないということとは、これ認識する必要があると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長、陶山です。要支援の部分はどう見るのかということもあると思いますので、決して私も、制度によって今まで介護保険を受けていた人が受けられなかったということを否定するというものではありません。制度が変わってますので、当然そういう数字もこの中には反映してると思います。問題は、その方々たちが受けられないために、介護度が悪化していかどうか、そういうことにつながらないようにするのは、やはり総合事業を使いながら各基礎自治体の中でやっていただきたいと、これは思ってるところなわけです。この力がやはり大きいと思います。都市部に極めて近い日吉津村、それから中山間地も含む伯耆町や南部町と、それは一つ一つのまちがそれぞれの持っている、置かれてる状況は違いますので、やはりその基礎自治体の中でそのあたりをきちんとすると、これはやはり基本ではないかなと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 一致点とすれば、利用が減ったこともあるだろうと言って、少な

くともそこは一致するわけですが、何でこのことを強調するかというと、ただの介護を受ける方々のサービスがなくなっている、個人の問題もある、大きく見れば、全体の介護給付費が上がってくるということなんです。その証拠に、どの資料でしたか、重度化が進んでいる、要介護4、5がふえてきている。要支援の1、2、国がやろうとしている入り口で抑えて住民の方々のボランティアでやっていこうという姿勢が、結果として介護を進めることになるのではないかと。要介護が進んでくれば、これは本意とするところではないし、お金もかかってきますよね。そういう意味でいえば、介護保険の専門家とか現場の方々が言ってるように、入り口で広く対応することが大事やということを考えてみれば、今回の数字がただ単に給付費が下がってよかった、取り組みがよかったと本当に言うのであれば、それはいいことだと思ってるんですよ。

というのであれば、この広域連合の中で日吉津村はどうであったのか、伯耆町はどうであったのか、南部町はどうであったのかということをごんごん宣伝して住民に言ったらいいんと違いますか。それができない状況、時間が要するというんですけども、じゃあ、この中で何があるかというと、全体的に、連合長がおっしゃるように、公的にコントロールされた制度の中でサービス需給抑制を行っているんだという立場をやっぱり一旦は認めてもらって、これは政府を支持しようがしないかは関係ないことですよ、事実としてこういう数字が出てきているんですから。だから、このことを続けることがいいのかどうかということをやっぱり考える立場に立ってほしいということをご指摘しておきますね。

それと同時に、要支援の1、2が総合事業になってよかったというけども、ここで言うように、介護予防費全体も伸びていません。そういうことを考えたら、上も下も、介護度の高い人も低い人も全体的に全体的に介護費用が削られてきている段階では、かえって今、認定率が下がってよかったのではないかとではなくて、かえって潜在化させてる危険性があるんだということをご認識して、そこをこの今回の第6期の介護保険事業計画の総括の中で、そういう分野でも検証してほしいと思うのですが、どうでしょうか、連合長。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。今、仮説ばかりの話をさせていただいておりますので、もう少し根拠が出たところでどうかということころは、また時間をかけて改めて検証していきたいというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） その根拠をつかむときには、町村の努力と同時に、全体の介護保険制度がこのサービスを本当に抑制をしているのが現場にとってどうなのか、住民にとってどう

なのかっていう、そういう視点も持って検証してほしいということを強調しておきます。

次に、ここの1番の問題で、各構成町村ごとに成果と課題をどのように把握してるんですかっていうことがなかなか出てこないし、連合長の話の中では、これは町村でやってほしいっていうことなんですよね。そこなんですよ、連合長、介護保険制度、介護保険の広域連合は、パイを大きくすることが目的だって言いますが、そんな介護保険の条例に書いていません。介護保険の条例にはどのようにうたっているんでしょうか、この介護保険の連合ができたのは。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 0 2 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 介護保険条例の目的のところを読ませていただこうと思いますけども、この条例は、介護が住民の共同連帯の理念に基づき社会全体で担われるべきものであり、介護を必要とする住民の選択によってその介護サービスの内容が決定されるものとする介護保険法等の新たな制度的仕組みに対応するため、南部町、伯耆町及び日吉津村は広域連合を組織し、住民の意見を反映しながら介護保険に関する施策を積極的に推進することにより、住民の福祉の向上を図ることを目的とするということに記載をしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） ありがとうございます。今、事務局長が読んでくれたのは、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例です。第1条の目的にはそう書いてあります。この介護保険の条例は、第3条に基本理念として、その目的を行うところの基本理念とは何か、全て被保険者は個人としてその尊厳が重んじられ、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度、その社会的、経済的、身体的または精神的状態にかかわらず、その尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを利用する権利を有するものとするって書いてあるんですよ。これを実践してするのが広域連合ですよ。違いますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 条例に書いてあるとおりだと思いますし、それが法の根拠になってるところだろうと思ってます。法のもとが、そういうぐあいにうたってるというぐあいに私も認識しています。したがって、介護保険自体がそういう理念のもとにスタートし、住民との保険

という約束で行われてると、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） それが保険であるかわからないし、施策であるかもわからない。そのことは介護保険では、ここに介護保険法って書いてあるから保険のことを指すのかもしれませんが、理念としては、おっしゃっているように、パイを大きくするためにつくったのだけではなくて、条例にはこう書いてあるんですよ。連合長が言いたいのは、介護保険法に書いてあるから書いたんだろうって言いたいわけですか。それじゃ余りにも志がなき過ぎますよね。そうじゃなくて、やはりこの広域連合も3町村が集まって応えるようにしようじゃないかということで、個人の尊厳と権利を守るためにつくったというのであれば、個人の尊厳、権利を守るような高齢者が介護の状況になるような施策に含めても責任を持つというのが広域連合の責任になるのではないですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。広域連合を組織した意味という部分と、介護保険法を推進するための根拠である条例っていう部分を混雑しておる発言をされているのではないかというふうに考えておるところでございます。あくまでも介護保険法という新たな制度的な仕組みに対応するために、どのように行っていったほうが効率的であるかという考えのもとに、広域連合という手法によって事業運営をしたほうがよいのではないかという判断のもとに今この広域連合があるというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 違うと思いますね。明らかに介護保険法のもとによって南部箕蚊屋広域連合介護保険条例ってできたんですよ。そんなふうに解釈するのであれば、保険事業としては介護保険の広域連合ですけれども、その他の介護保険法が目指す個人の尊厳や権利の問題、言っている保険事業以外のことについては、一般の町村でやるって何で書かへんのですか、3町村でそういうことを書いた条例ありますか。なかったって今の解釈がいいっていうのであれば、法に逸脱した介護保険しかしてないってということになりますよ。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） そういう捉え方をされると、なかなか困るんですけども、もう少し単純に物を考えていただいて、介護保険の理念を当然保険者は実行しなくちゃいけないですし、受給者である被保険者は一定の責任を負うということを法はうたってるわけですから、それを補完し、介護保険の広域連合としての考えをその条例の中でうたっているものだと思います。

したがいまして、法の理念と同じところに条例というのはあると思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そうですね。その条例のもとにあるのが、いろんな一般事業やいろんな行政の事業がある中で、介護保険の事業が広域連合で実施されるということですよね。そういう中身になってるわけでしょ。決して中の保険の数字だけの問題ではない。このことを議員も認識していなければ、何のための広域連合をつくったかというのがわからないんですよ。なぜこういう質問をしてるかという、次の2番目の質問は、その位置づけがなかったら全部はね返される質問だから聞いているんですよ。

保険屋だけであれば、こういうことをする必要がないって言われかねませんから言ってるんですけども、その前に、連合長、やっぱり広域連合をつくってるということでいえば、せっかく3町村の議員が集まっているんです。ここで、先ほどの1番の質問にあったように、構成町村ごとがどうかということになれば、町村長、来てくださっているんですから、自分のところのまちではこういう取り組みをしている、ほかの党の議員もそのことを学び合いながら3町村の成果と課題を明らかにして行って、介護保険の中でできている介護予防事業を充実させていくという方法がとれるからこそ広域連合をつくって、一般質問の時間もあると思ってるんですよ。これが保険屋だけっていうのであれば、なかなか一般質問広がってこない。数字について間違っているのか、人数をと言っていて間違っているわけないと思いますから、そこだけであれば一般質問をするような広域連合をつくる意味がないと思うんですよ。

何のためにしているかという点でいえば、先ほど連合長の言われた介護保険法に基づいた介護保険を実施するために条例をつくってやっているというのであれば、これは介護の社会化を実現するために、個人の尊厳を守るために施策についても町村同様に検討していく必要があるという立場に立つべきだということで質問しているんです。そこでは、高齢者の生活実態の把握とその対応を求めるという点でいえば、連合長も御存じのように、ここで何回も言わせていただきましたが、広域連合内にいる高齢者のほとんどは、あの段階別を見たら、標準の基準になる世帯よりも基準以下の世帯のほうが6割を占めてくるという問題があります。要は非課税世帯ですよ。本来は、所得でいえば税金をかけない世帯からも介護保険料をもらってきているというところで、低所得者にも負担をかけているという問題があります。その方々からもお金をもらって介護保険が成り立っているから聞きます。

特に、独居世帯、とりわけ独居高齢者世帯では、介護の必要が迫られてくるし、介護度も高くなっているし、社会性についても乏しくなっているという指摘もあります。そういう意味で

例えば、独居世帯や高齢者世帯の所得と生活実態を把握する必要があるのではないかというふう
に言ったところで、先ほど局長が答えてくださいました独居率ですよ。13.9%で、男性が約
3%で女性が10%だとこのようにおっしゃって、これは要介護の方だと思うんですけども、こ
こでもちょっと踏み込んで生活実態を把握するということであれば、この要介護認定の方々を
要介護度別に階層がありますよね、階層別に集約することが可能か、それをする必要があるの
ではないか。とりわけ独居世帯は所得が低いって言われているんですよ。そういうことを含めてみ
れば、介護度が所得によってどのような差が生じてきているのか、どれぐらいの方々がどれぐら
いの率で介護保険を利用しているのか、これ支給限度額の対比率についても参考になると思いま
すので、それをつかむ必要があると思うんですが、どうでしょうか。そういうことを調査して報
告していただけないかということについて。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 先ほど議員が言われたような数字を出すためには、かなりいろんな
データをもとに分析する必要がありますので、出せることは可能ではあると思いますけども、
時間的なものはいただかないといけないと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、連合長は黙って座っとんなるけども、これ局長がお答え
になることじゃないと思います。局長が時間がかかればできるって言いました。これはやってい
ただく、いいですね。生活実態をつかんでいただく、要介護ごとに所得階層ごと、これをリンク
させた分を出していただく、よろしいですね。確認。連合長が言わないと局長が動けませんやん。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。今言っておられることもわかりますが、全員のその
調査ということにはかなりの時間と、それから労力もかかるでしょう。簡易な方法を見つけ出し
ながら方向や流れというものは検討していきたいと思っています。

ただ、私が先ほどから申していますことは、地域共生社会というもので地域で支え合う力をど
うやってこれから先、維持していくのかということが基本になると思ってるわけです。真壁議員
も言われますように、独居がふえてます。私の近所でも、10年、20年ともう全然景色が違
います。そのことに対して、一つ、おびえるばかりではなくて、これを社会の中でどうやってお
互いに支え合うようなつながりをもう一遍つくり出していくのかということが大事だと思うん
です。これを介護保険でやっていく範疇ではないし、やってはならないと思うんです。いろい
ろなやり方で孤立を防止する方法というのはきっとあると思いますけども、私は申し上げたいのは、

この部分は、やはり各自治体、基礎自治体が、この介護保険ばかりじゃなくて、しっかりと取り組まなくちゃいけない大きな課題なわけですし、その延長線上にきっとこの介護保険の問題も出てくるんだろうなと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、広域連合は年に2回しかないから、次の議会まで半年あるんですよ。そうですね。2月議会までに出していただくよう求めておきたいと思います。

それと、おっしゃったように、町村で取り組む課題も出てくると思いますので、ぜひ介護保険を担っている広域連合が実態調査をして、どういう問題があるかっていうことに動き出しているということになれば、町村も一緒に情報共有しながら、例えば介護保険の中で、困っている低所得者の中でどういうふうな対処ができるかということも参考になるので、ぜひ取り組んでほしいというふうに思います。それはよろしく。

次、年金で入れる特養ホーム等の施設等の必要性。先ほど局長が出してくださった金額の中で、特養ホーム、80万以下の非課税世帯の方も5万7,300円でしたか、要ると。介護保険が始まる時は、介護保険の制度が利用できないほどお金がない人は、生活保護を受けたらいいっていう学者が旧西伯で講演されたことがあったんですね。

問題は、連合長、今、年にとって、もうすぐ65歳から70歳の方々は女性も仕事があったかもしれないんですが、今の80歳以上の方々はなんかの年金って低いんですよ、結構。その方々が5万7,000円で特養に入れるよといっても、5万7,000円ない方もいるというのは所得階層を見てわかると思うんですよ。その方々が声を上げているのは、自分の年金で入るような場所が欲しいということなんですよ。決して今までのような大きな建物じゃなくてもいい、空き家等を利用しながら、そういうふうな工夫して、これを介護保険で見るとということになれば、介護保険にはね返ってくると思うんですけども、一つの方法として、広域連合が町村と一緒に考えていく課題だと思うんですけども、これはどうでしょうか。低所得者の方々が年金で入れるような特養ホーム等をつくっていくということについて。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。申し上げるまでもなく、必要性というのはわかります。先日も、ある方からそういう話もありました。老人ホームにいるんだけど、高いと。ただ、その高いというのが、何ていうか、今言われましたように、何とか年金だけでっていうところなんですよ。やはり、もし介護保険がない、または介護保険がなかった状態であれば、これは一昔前は家族が支えてたわけです。家族や親族が支えてたわけで、この社会化ということで介護保

険ができたわけですがけれども、その介護保険で個にばかり持っていくのでは、僕はこれ限界があると思います。ですから、もう少し地域社会もそうですし、その御家族も含めて、幾分かはお父さんやおじいさんのためにお金は要るんだという考え方もやはり必要なのではないかと思います。よくわかりますよ、御自分の年金だけでというのはわかりますけれども、これにはやはり一定の限界があると思います。その足りない部分を行政が、または連合が、何ていうんですか、空き家を改修してそういう施設をつくる、その理念はわかりますけど、果たしてそれが持続可能なものであるかということに非常に難しさがあるんじゃないかなと思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 時間がなくなりましたので、3番も一緒にいくんですけども、連合長、年金で安い特養ホームが欲しいっていう声、連合長に届いてるでしょう。私もよく聞くんです。家族もあるって言いますが、今の介護保険制度は家族とお金がなかったら維持できないんです。家族もお金もない人を考えてみてください。独居高齢者ですよ。この方々が路頭に迷う寸前に来ている。きっと何人か目に浮かぶと思うんです、町内でも。もう住むに耐えられないようなところに住んでいて、お金がない、この方を早期にでもどっかに収容しないといけないっていうようなことが今現実起こっていますよね。残念ながら今の介護保険制度は、家族に頼り、お金の頼っている制度です。でも広域連合も保険屋じゃなくて行政が集まっている団体というのであれば、保険料を取っている以上、このような方々にどういうふうなサービスを広域連合と町村で提供していくのか、これはもう切実な問題やというふうに思ってるんですよ。

私は、とりわけ低所得者層、独居老人への連合独自の負担軽減を求めるというのは、家族もいなくてお金もない方の問題です。きのう病院に行ったら、ある方と出会ったら、自分の旦那さんは米子の幸朋苑に、おばあちゃんは伯耆の国、93歳のおじいちゃんは、9月からやったかな、観音寺にできる老人ホームに行くんだって言ってました。聞いてた方の中で後で言ったのは、そういうふうに支えていける家族があるからいいよねって。3人を施設に入れる、1人目、3人目は老人ホームですから何百万って要るんですよ。でもそういうふうにしてまだできてるところはいい、お金があって家族も考えてくれるね。その方々は、大変だけれども、何とかやっていけるでしょう。

でも南部町で見れば、広域連合の中でもそうだと思うんですけども、やっぱり相談に来られるのは独居の方々であり、お金が、所得が低い方が来るんですよ。この方々の対応は残念ながら今の介護保険制度だけでは救えないということを指摘しまして、そのためにも、第一歩として、独居世帯や高齢者世帯を含めた実態調査をしっかりとやってくださる所得と関連づけた調査が出

てくれることを待っておりますので、それをつくっていただき、施策を進める一歩にしていきましょうということを指摘して、質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で8番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第11号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。議案第11号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成29年度の南部箕蚊屋広域連合一般会計の決算に反対をいたします。

今回の29年度の一般会計の決算は、総額5億1,000万を超えてくる金額です。このもとになっておりますのは、伯耆町、日吉津村、南部町、3町村のお金を出し合いながらやってきているという経過があります。この一般会計の決算の審査の中では、数字ももちろんですが、広域連合がどのような役割を果たしているのかというところが、この一般会計の中ではやっぱり問われてくる課題だというふうに考えています。先ほどの一般質問でもさせていただきましたが、介護保険事業というのは行政の施策の一環であり、全て保険事業ではなく、一連の福祉事業や医療とも関連した重要な事業だというふうに考えます。ここが広域連合として他の組合議会にない一般質問等の一定の基礎自治体の議会の体をなした広域連合をつくってるといふ以上は、その役割を果たすような議会と連合のあり方じゃないといけないというふうに思います。

これは、私も参加しているの今までの反省ですが、往々にしてこの広域連合が介護保険はパイを大きくするためだと言って、保険事業をするための広域連合だということに続けられてきたの

ではないかということが深い反省の一つです。特に顕著になってきたのは地域包括ケアが言い出されてからです。今回の29年度の決算では、とりわけ総合支援事業に入った最終年度ということで、要支援1、2が総合支援事業に移らされてきた。このお金は介護保険事業で賄うんだから介護保険事業だというんですが、中身は市町村が行う事業そのものです。ということになれば、その中身も話し合い、各町村の取り組みの是非も含めて論議ができるような広域連合になっていかなければならないというふうに私は考えますが、残念ながら29年度の広域連合も総合支援事業について町村でやってくださいということになれば、広域連合をつくっている意味がないのではないかと。本来の条例に基づく役割を果たせていない。そういう意味で、広域連合が本当に役割を果たしていくようにこの一般会計で5億幾らも集めて職員を配置するのであれば、条例に基づくような、きちっと施策を伴うことも含めて責任を持つ広域連合であるべきだということ指摘して、一般会計の決算には反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案11号については、賛成の立場から討論させていただきます。

今、広域連合の役割が果たされていないのではという指摘があります。今、一般質問をお聞きしましたら、条例の目的とか役割とかが広域連合が果たされていないというようなことを言われましたが、この条例の目的とか役割とか、それを実行するためにも、この広域連合がパイを大きくして、裏づけとなる予算、財源があるということが一番の第一条件だと私は思っております。確かに要支援1、2が総合支援事業に移りました。それによって市町村の役割が特色のある事業が展開できるようになっております。そのバックには広域連合の予算もついております。そういうことをもって、この一般会計29年度決算は賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第11号は、委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

議案第12号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。議案第12号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきと決したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成29年度介護保険事業特別会計決算に反対いたします。

今回の29年度の決算といいますのは、地域支援事業が総合事業に移管を完了した年であり、生活支援事業が町村でも始まっていくということになりました。大もとでは、この介護保険事業で要支援1、2を保険給付から外して総合支援事業にしていくのは反対だということは予算の中でも言ってきました。そのときに言われていたのが、やはり私の頭の中にあったのは、厚生労働省は、いわゆるサービス抑制のためにやってくるから、これが認定率や給付費にどのようにはね返ってくるのだろうという決算を見ないといけないなと思っていたら、やはり連合長の言葉でいえば、いわゆる制度でコントロールされている、国の描いたとおりの結果になった広域連合の決算になっているのではないかというふうに思うわけです。そんなサービスを削減したりとか窓口ではしていないと言いながら、真綿のごとく制度によってコントロールされて認定された人も使えない状況であったりとか、使い控えをしてきている状況がこの数字になっているのではないかというふうに思えて仕方がないわけです。

それを払拭する一つの方法は、国がどう言おうと、この広域連合は、各3町村で頑張って健康づくりをしたから給付費が減ったのだというのは大いに結構なことです。それはそれとして、もしこの決算が出たらつかまないといけないと思っていましたが、なかなか今の段階ではつかみにくいと。つかみにくいところを理由にして健康づくりがよくなったと言っているのは、筋が通らん話だと私は思っているんです。そういう意味でいえば、残念ながら今回の決算については、黒字も出てよかったと言いますが、住民から見れば、高い保険料を払って介護保険が本当に使えるようになっていくのかといえば、さらに遠のくことしか考えられないのではないか、その数字が物語っているのではないかということを思っているわけです。例えば人数が大きくなれば、

介護保険料が安くなるようにどう努力できるか、全ての方々が支給限度額全部とはいかなくても、安心して過ごしていくためにどのようなサービスを提供できるのかということを考えたら、まだまだ南部町の中でもふえていかざるを得ないような状況があるのではないかというふうに考えます。

そういう意味でいえば、今後、広域連合をつかさどる連合長としては、国の制度のコントロール上で唯々諾々とするのではなく、その中から、お金払いながらも受けたくても受けられない住民がいるのだということのを頭に置いてもらって、その方々へのサービスはどうあるべきなのかということも含めて考えていけるような介護保険制度にしていかななくてはいけないのではないかと、このことを指摘いたしまして、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 29年度の特別会計予算については、賛成の立場から討論させていただきます。

ちょうど第6期の最終年度でありまして、その結果がどうだったか。一番最初は、27年度は黒字、28年度はとんとん、29年度は赤字で、トータルしてとんとんとなるというのがこの事業計画でありましたが、結果としては、高齢者人口がふえ、認定率が下がったりして今回黒字になりました。その黒字のおかげで今回は基金も積み立てができました。今5,800万ぐらいでしたか、基金があります。これがいつどうなるかははっきりわかりませんが、そのような健全な特別会計の今回の決算をされておられます。

る言われましたが、28年度から総合支援事業、要支援1、2が外されまして総合事業に移りました。これに関しても、すごく国でも、また、全国民が問題視いたしました、実際に動かしませんでしたならば、要支援1、2の中でも本当に手のかかるところは介護保険が適用できることになっておりまして、掃除とか洗濯とか、そんなのは地域の力、また、皆さんの力をかりながら、また、本人にも少しかりながらでもそこで生活できるようなシステムになっております。それで、制度にコントロールって言われましたが、今後の介護保険っていうのは、やっぱりそういう介護保険制度、また、総合支援ですか、障害者と、そんな全てを利用、活用しながら今後とも活用できる大きなまたシステム変更というか、私は大きな資源ができる。国のほうも、これは地域共生と言ってありますが、もう何事も高齢者は介護保険制度で全部やるんだと、そういう時代は過ぎたんじゃないかなって思っております。もう高齢者も介護保険制度ばかりしとれば、今、眞壁議員が言われたとおり、正論になります。

そうじゃなしに、国のそういう制度を全て活用しながら、これから3町村、地域をみんなでいろんな制度を駆使しながら守る、この大きな根底になるのが介護保険制度だと私は思っております。これがきちっと回っている、その3町村の財源の裏づけになるのがこの広域連合だと私は思っています。この裏づけを持って、介護保険条例にある目的、理念に沿った事業展開を今後ともしていただきたいことを願って、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号、平成29年度南部箕蚊屋広域連介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第12号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

議案第13号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第13号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第14号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第14号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第15号、鳥取県町村総合事務組合への確認についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、鳥取県町村総合事務組合への確認についてを採決いたします。

議案第15号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長、篠原天君から、閉会中も次期定例会等の日程等について十分調査を行う必要があると調査申し出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長、篠原天君から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、平成30年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして平成30年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時39分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

当面する諸案件について、議員各位の終始極めて真剣な御議論により、ここに全ての案件を議

了いたしました。極めて妥当な結論を得、議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、お礼を申し上げます。

執行部におかれましては、常に真摯な態度を持って御協力をいただきましたことに対し、感謝を申し上げますとともに、議員各位から述べられました一般質問あるいは質疑等について施策に十分配慮され、一層住民の信頼と安心のために努力いただきますよう切に要望する次第であります。

最後となりましたが、議員各位におかれましては、十分に健康に留意され、ますます御活躍を祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

連合長挨拶

○広域連合長（陶山 清孝君） 皆さん、大変お疲れさまでした。全議案とも御審議いただき、さらに、御承認いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。承認いただきました予算は的確に速やかに執行することを肝に銘じながら、さらに、南部箕蚊屋広域連合の理念にのっとりながら、さらに一歩前に進むような介護保険を進めていきたいと思っています。

先ほど一般質問の中でいろいろありました。非常に議論の中の底辺には、高齢者の孤立化だとか、余り目に見えない問題もあります。これは、各構成町村の中で一つ一つ独特なものもあると思いますし、構成町村の中でも、また地域の中で場所ごとにいろいろな問題を抱えていると思います。これからも闊達な御意見をいただきながら、さらに広域連合を充実したものにしたいと、このように思っていますので、改めて御支援をいただきますことをお願いし、本日の会議の最後のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。
